書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第３３７号
岐阜市朝霧町３番地　朝霧ビル506号
破産者　杉田　　勲
異議申述期間　平成23年９月７日まで
平成23年７月13日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４４８号
宮崎市大塚町樋ノ口2000番地４　サンライズ大塚102号、前住所宮崎市大塚町八所3777番地１　フィールドゴッド21―203号
破産者　瀬戸口浩二
異議申述期間　平成23年９月13日まで
平成23年７月13日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８５号
宮崎県都城市丸谷町4776番地１
破産者　有限会社カスミ企画
異議申述期間　平成23年９月13日まで
平成23年７月13日　宮崎地方裁判所都城支部

監 督 命 令

平成２３年（再）第２号
鹿児島県指宿市湯の浜６丁目12番28号
再生債務者　有限会社産業衛生社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　鹿児島市城山町１番30　D'クラディア城山町301　弁護士法人木山法律事務所　弁護士　木山　義朗
平成23年７月８日
鹿児島地方裁判所民事第３部

再生手続開始

平成２３年（再）第２号
長野県茅野市北山5513番地
再生債務者　株式会社横谷温泉旅館
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月９日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年９月27日から平成23年10月11日まで
長野地方裁判所諏訪支部

決議に付する決定

平成２２年（再）第７号
熊本市花畑町11番９号
再生債務者　株式会社桂花
１　決議に付する再生計画案　平成23年４月22日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成23年８月12日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成23年８月５日
平成23年７月８日
熊本地方裁判所民事第１部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第１号
茨城県日立市滑川町3033番地
再生債務者　日立観光開発株式会社
１　決議に付する計画案　平成23年５月31日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年８月31日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年８月24日まで
平成23年７月12日　　水戸地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第２０号
北海道苫小牧市明徳町３丁目21番23号
再生債務者　深澤　雄太
１　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月２日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月16日から平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（再イ）第９７号
さいたま市南区大字太田窪2746番地４
再生債務者　檜山　公一
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月２日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月16日から平成23年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第１０５号
埼玉県朝霞市田島１丁目９番３号　プレミールタジマ２Ｂ
再生債務者　下田　健司
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月２日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月16日から平成23年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第１０９号
さいたま市桜区西堀９丁目14番１号204
再生債務者　橋口　瑞穂
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月２日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月16日から平成23年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第１７１号
愛知県尾張旭市新居町明才切11番地　サンハウス尾張旭３Ｃ号
再生債務者　髙木　利之
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月２日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月９日から平成23年８月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第５６号
愛知県豊田市深見町常楽997番地145
再生債務者　鈴木　勝弘
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月２日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月９日から平成23年８月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２３年（再イ）第３２２号
札幌市北区新川３条13丁目３番36―604号
再生債務者　小田島征樹
１　決定年月日時　平成23年７月13日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月３日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月17日から平成23年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第３２８号
北海道北広島市大曲南ヶ丘５丁目１番地10　グランメゾン南ヶ丘201号
再生債務者　今　　映貴
１　決定年月日時　平成23年７月13日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月３日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月17日から平成23年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第９５号
秋田市牛島西２丁目９番13号
再生債務者　加藤　康之
１　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月３日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月17日から平成23年８月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第１７号
栃木県那須郡那須町大字梁瀬126番地
再生債務者　薄井　忠夫
１　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月３日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月17日から平成23年８月25日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（再イ）第４７号
岐阜市村雨町31番地
再生債務者　丸山　昌之
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月３日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月17日から平成23年８月24日まで
岐阜地方裁判所